

平成21年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成21年9月17日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成21年9月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成20年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第9号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第10号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第11号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 認定第12号 平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 認定第13号 平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第14 議案第15号 和解について
- 日程第15 議案第16号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第17号 動産の買入れについて(スポーツトラクタ)
- 日程第18 議案第19号 平成20年度樽見～日前航路旅客船建造工事の請負契約の締結について
- 日程第17 議案第18号 平成20年度林道文珠屋代(1)線舗装工事の請負契約の締結について
- 日程第19 議案第20号 平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事(走路他)の請負契約の締結について
- 日程第20 議案第21号 平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事(インフィールド)の請負契約の締結について
- 日程第21 議案第22号 平成21年度農業集落排水資源循環統合補助事業 秋地区マンホールポンプ施設工事の請負契約の締結について
- 日程第22 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成20年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第9 認定第9号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 認定第10号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 認定第11号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 認定第12号 平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第13 認定第13号 平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第14 議案第15号 和解について
- 日程第15 議案第16号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第17号 動産の買入れについて（スポーツトラクタ）
- 日程第17 議案第18号 平成20年度林道文珠屋代（1）線舗装工事の請負契約の締結について
- 日程第18 議案第19号 平成20年度樽見～日前航路旅客船建造工事の請負契約の締結について
- 日程第19 議案第20号 平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（走路他）の請負契約の締結について
- 日程第20 議案第21号 平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（インフィールド）の請負契約の締結について
- 日程第21 議案第22号 平成21年度農業集落排水資源循環統合補助事業 秋地区マンホールポンプ施設工事の請負契約の締結について
- 日程第22 議員派遣の件について

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 3番 神岡 光人君 | 4番 新山 玄雄君 |
| 5番 平野 和生君 | 6番 魚原 満晴君 |
| 7番 今元 直寛君 | 8番 広田 清晴君 |
| 9番 田村 三郎君 | 10番 尾元 武君 |
| 11番 中村 美子君 | 12番 中本 博明君 |

13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君		
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	平田 好男君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	嶋元 則昭君
東和総合支所長	松岡 千春君	橘総合支所長	椎木 千明君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	総務課長	西本 芳隆君
政策企画課長	星出 明君	財政課長	奈良元正昭君
契約監理課長	上元 勝見君		

午前9時27分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。それでは、昨日16日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してありです。

・

日程第1．認定第1号

日程第 2 . 認定第 2 号

日程第 3 . 認定第 3 号

日程第 4 . 認定第 4 号

日程第 5 . 認定第 5 号

日程第 6 . 認定第 6 号

日程第 7 . 認定第 7 号

日程第 8 . 認定第 8 号

日程第 9 . 認定第 9 号

日程第 1 0 . 認定第 1 0 号

日程第 1 1 . 認定第 1 1 号

日程第 1 2 . 認定第 1 2 号

日程第 1 3 . 認定第 1 3 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1、認定第 1 号平成 2 0 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 1 3、認定第 1 3 号平成 2 0 年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定についてまでの 1 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

9 月 4 日の本会議において所管の常任委員会に分割付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、1 3 議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9 月 7 日委員会を開催し審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い十分な審査の結果、認定第 1 号のうち本委員会所管部分、認定第 1 0 号、認定第 1 2 号及び認定第 1 3 号についてお手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その経過における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第 1 号平成 2 0 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算について、教育委員会の総務課関係では、備品の A E D 購入について、当初予算に対し決算額 3 2 6 万 5 , 5 0 0 円となっているが入札減によるものか。A E D の入札方法は商社の入札か、メーカー直接の入札か。との質

問に対し、入札による減で、入札はメーカー指定ではなく、同等機種で入札した。との答弁でありました。

次に、小・中学校の借地で地権者から返してほしいとか、買ってほしいとかの声はないか。との質問に対し、今のところはない。との答弁でありました。

次に、耐震診断業務の対象校はどこか。との質問に対し、久賀小学校の普通教室棟と島中小学校の校舎棟。との答弁でした。

また学校教育課関係では、学校支援員3人は常時どこの学校と決まっているのか。との質問に対し、学校からの要望により優先順位を決めて配置している。との答弁でした。

社会教育課関係では特に質疑はありませんでした。

また、学校給食費について、学校給食費の滞納状況とその事情は何か。過年度未納額は幾らか、過年度未納分はいつまで残るのか。との質問に対し、平成20年度分は24万6,050円、平成16年度からの累計額は84万4,395円で、滞納者は9世帯17人であるが、4世帯6人が転出等により5世帯11人となっている。その後の入金で、現在は82万8,195円の滞納金額である。過年度分については、税務課徴収対策班に徴収の委託をしているが、過年度分の納入はない。学校教育法には、税法のような時効はないので、関係課と転出、生保等による欠損の取り扱い規定も検討中である。滞納者の状況は他の町税等の滞納もあり、今後も引き続き徴収の努力をしたい。との答弁でした。

次に、総務課関係では、今年度久賀地区において9月13日に防災訓練が実施されると聞いたが、町全体の防災訓練は実施しないのか。との質問に対し、今回のような訓練は大規模なものであるため、まず防災センターのある久賀地区で実施し、他の地区については年次的に順次実施する予定である。との答弁でありました。

来年度以降に順次といわず、町民への啓発も含めて早い時期に町全体の防災訓練を実施されたい。との要望に対し、今後検討したいと思うが、小規模な訓練を中心に考えている。との答弁でした。

また東和地区では、毎年1月5日と9月1日に訓練をしているが、そのときにも町全体の合同訓練をしてはとの意見があるので、ぜひ実施されたいとの要望に対し、町全体ということは難しい点もあり、自主防災を主に考えて具体的には自治会等の単位の積み上げがよいのではと考えるが、今後検討したい。との答弁でした。

次に、顧問弁護士は相談ごとに相談料がかかるのか。との質問に対し、相談だけでは月額6万3,000円の範囲となるが、訴訟等があれば事件に応じた成功報酬等を別に支払う。との答弁でした。

次に、消防施設費の工事請負費は、防火水槽の整備費か。との質問に対し、平成20年度決算

には計上されておらず、防火水槽は合併後、整備されていない。平成21年度から整備している。との答弁でした。

次に、平成19年度作成の安下庄地区のハザードマップについて、マップに掲載している避難場所について所有者の了解を得ていなかったと聞いたが、今回は了解を得ているのか。との質問に対し、了解を得ている。との答弁でした。

次に、法制ソフト支援システム導入委託料とあるが、どういうものか。との質問に対し、委託先は株式会社ぎょうせいであり、法制執務や国の法令制定、改廃などの情報提供や相談に応じてもらうシステムで機械システムではなく、人的支援などのソフト面が主である。との答弁でした。

次に、政策企画課関係では、一般会計歳入歳出決算関係では特に質疑はありませんでした。

次に、財政課関係では、財産管理費の修繕費は、指定管理施設などの主にどの施設の修繕費か。との質問に対し、高齢者福祉施設「和田苑」と「しらとり苑」の空調の修繕や長浦施設の落雷による修理とレストランの空調修理が主なものである。との答弁でした。

次に、総合支所関係では、総合支所地域支援班の工事で20万円を超える場合は支所では無理なため、農林課や建設課に相談するようにとのことであるが、災害時等で急を要する場合はどのような対応をしているのか。との質問に対し、契約等の問題もあり、20万円を超える場合は建設課等をお願いしている。20万円を超えるが急を要するという場合には、工区を分けて対応している。との答弁でした。

また、台風や大雨などの災害時において、土のう購入等の歳出は決算上どこに上がってくるのか。との質問に対し、災害の予算を別に計上するということはなく、原材料費や工事請負費に含まれている。原材料費では、地域支援班直営分に含まれている。との答弁でした。

次に、防犯灯の設置の場合に、橋と東和では1件当たりの金額が1方は1万3,500円、他方は5万6,500円と4倍の開きがあるが、理由は。との質問に対し、申請1件に箇所数が6カ所など複数箇所の場合があるため。との答弁でした。

税務課、契約管理課、議会事務局に関しては、特に質疑はありませんでした。

以上が、認定第1号平成20年度周防大島町一般会計歳入歳出決算についての主なものであります。

次に、認定第10号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算では、前島航路待合室の管理について、待合所周辺の管理も含めて個人に委託するのではなく、自治会など団体に委託してはどうか。との質問に対し、それぞれの航路において合併前の経緯、また航路運行や島の実情があり、これを考慮した上で対応したい。との答弁でした。

次に、認定第12号平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算及び認定第13号平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算は、特に質疑

はありませんでした。

以上が本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 一つは、総務委員会所管が一般会計の全体に対する歳入、それが所管に入るんじゃないかというふうに思うんです。その中で今聞いておりますと、ほとんど質疑はありませんでしたという範囲に入るのかどうなのか、仮に質疑はなかったとしても、所管課から、例えば財政なら財政課から、委員会での補足説明、これはどういう部分があったのか聞いておきたいというふうに思います。

今聞いておりますと、今ほとんど歳入関係については質疑はないという感じで聞きとれたんで、ちょっと確認の意味を込めて聞いておきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 委員会における執行部の補足説明というふうな質問でよろしいですかね。一応、本会議で決算の執行部よりの説明を受けました。それ以外の点について、委員会で担当しております部分についての補足があればということで説明を受けました。それで今言われるような部分についての説明はなかったように思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実は、各委員会とも初日本会議で十分な説明をしたということで、各委員会に入ったわけですが、実際的には歳入全体を見て論議しちょかんと、周防大島町の将来も非常にわかりにくい部分が出てきます。例えば、全体予算のうちすべての支出に対してのすべての歳入、それを一括して審議するところが総務常任委員会ですね。そういうところになると、あえてそれ以外の補足説明がないということになれば、本会議の説明以外はないということになりますね。本会議以外の質疑が。その辺が実際的にないとするれば非常に執行部としては、私は説明責任が果たされていないんじゃないかというふうな感じがしますので、本会議の全体の歳入状況は委員会でなかったというのはちょっと信じられんので質疑しました。

終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。民生常任委員長。

民生常任委員長（尾元 武君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は9月8日、全委員の出席のもと委員会を開催し審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分から認定第5号まで及び認定第11号についてお手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、福祉課関係では、委員より、歳入で同和福祉援護資金、住宅新築資金等貸付金に対し、その残高についての質問に対し、執行部より同和福祉援護資金貸付金は、20年度末で3件分の93万2,920円、住宅新築資金等貸付金は残り7件、残金1,254万2,740円。との答弁でした。

保育料の滞納についての質問に対し、執行部より、催告等をしている。保育所と連携を取りながら引き続き努力をする。との答弁でした。

また、既卒園者の滞納が何人いるか。との質問に対して、執行部より転出者8人、既卒園者14人。との答弁でした。

社会福祉協議会補助金の対前年度比についての質問に対して、執行部より19年度、5,790万8,650円、20年度、6,139万9,000円の補助で349万350円の増額。との答弁でした。

すば一く大島の債務負担についての質問に対し、執行部より、21年度で最終年度になる。との答弁でした。またその他4施設の残高について償還表の提出がありました。

社会福祉施設整備事業経費の借地料についての質問に対しては、執行部より、やまびこ苑143万2,441円、茲光荘75万3,774円、高塔園14万4,646円、グループホーム太陽の家2万2,715円の借地料を支払っている。との答弁でした。

NPO法人いい日の里に対する交付金についての質問に対し、執行部より、事務用品、備品等の購入費で上限300万円の全額補助である。との答弁でした。

老人福祉事業指定管理料に係る1,427万8,000円についての質問に対し、執行部より、しらとり苑及び和田苑の指定管理料で委託先は社会福祉協議会。との答弁でした。

老人クラブ助成事業補助金で、単位老人クラブ及び連合会補助金についての質問に対し、執行部より、単位老人クラブは1団体当たり4万5,900円の補助で、連合会については事業内容に基づいて支出している。との答弁でした。

20年度の緊急通報システム使用料の個人負担金は1,000円であったが、21年度は500円になった理由は。との質問に対し、執行部より、委託業者と折衝して1カ月当たりの事業単価を下げ、平成21年度より月額500円となった。との答弁でした。

福祉関係の補助で、全体的に減額になったものについての質問に対し、執行部より、合併して17、18年度については財源的に厳しく歳出をしぼっていたが、20年度ぐらいからもう一度見直しをして減額はなくなっている。各種団体補助については、ほとんど平成19年度と同額になっている。との答弁でした。

食の自立支援についての質問に対し、執行部より食数は減っている。以前は毎日給食等の地域があったが、今は町内すべて週3回以内に統一している。との答弁でした。

その他、敬老事業について、緊急通報装置について、また老人クラブ補助金について、保育所職員の配置状況と一時保育について、保育所での地産地消への取り組みについて、また1週間の保育時間について、健康福祉部の組織及び各課の業務内容について等の質問がなされました。なお、蒲野保育所の存続について、休止もしくは民営化にならないよう頑張ってもらいたい。との意見がありました。

健康増進課税務課関係では、委員より、後期高齢者医療関係の補助金は一般会計を經由して特別会計に入れるのか。との質問に対し、執行部より、基盤安定補助金はそのようになる。との答弁でした。

企業局が購入した患者輸送車は何台か。との質問に対しては、執行部より1台である。との答弁でした。

その他、健康福祉部職員のケアプラザと橘庁舎の配置割合についての質問がなされました。また執行部より、節目検診・健康診査等個人負担金及び委託料支払実績の資料提出がありました。

国民健康保険事業特別会計では、後期高齢者医療制度への国保からの移管分は。との質問に対し、執行部より、概算で金額約3億円、世帯数で3,580世帯、被保険者数で6,000人が後期高齢に移ったと見込んでいる。との答弁でした。

平成20年度の資格証と短期被保険者証の交付状況についての質問に対し、執行部より、短期被保険者証が63世帯、116人、資格証が94世帯、130人となっている。なお、急病など特別な事情で保険証が必要となった場合の発行については、総合支所での発行が可能ですので、相談内容に応じて臨機応変に対応している。との答弁でした。

国庫補助金の普通調整交付金の対前年度減額の要因は。との質問に対し、執行部より、老人医療分の減額で約6,000万円の減になっている。との答弁でした。

財政安定化支援事業繰入金7,600万円が国保の普通交付税算定分ということか。という質問に対して、執行部より、この金額の8割が交付税算入分です。との答弁でした。

国保会計で維持していくための任意の繰り入れはゼロになるのか。との質問に対し、執行部より、任意の繰り入れはない。との答弁でした。

その他、前期高齢者交付金の概要についての質問がなされました。

後期高齢者医療事業特別会計では、後期高齢者医療制度の平均保険料は幾らか。との質問に対し、執行部より平成20年度の周防大島町の平均保険料は4万9,991円となっています。との答弁でした。また所得状況等算定要件が同じ場合の国保税額と後期高齢者医療保険料額の比較についての説明がありました。

老人保健事業特別会計では、特に質疑はありませんでした。

介護保険課関係では、委員より1号被保険者の人数と介護保険料額の対前年度比の質問に対し、執行部より、20年4月1日現在で1号被保険者は9,608人、2号被保険者が6,052人、19年度と比較して1号被保険者は122人減っている。保険料収納額は592万5,354円の減となっている。との答弁でした。

介護認定審査会で認定されたとき、再申請、不服の申し立てが現実にあったか。との質問に対して、執行部より、個別に電話での相談、また問い合わせは多々あるが、正式に不服申し立てをした例は、ことし4月以降はない。4月から認定に関する部分の変更があり、見方によって介護度が変わる恐れがある。混乱を避けるため、事前に申し出れば従前の介護度を適用する制度があり、このシステムが機能しているので、具体的な例はなかった。との答弁でした。

実際に介護保険導入後に、住民の負担がふえたところは間違いない。また介護保険を使わない人も保険料を払っている。との意見がありました。

公営企業局企業会計では、委員より、前年度約6,000万の赤字が20年度、2億5,000万円を超える赤字になっているが、その要因は。また積立金を取り崩していると思われるが、今後毎年赤字がふえていくのか。将来的な展望は。との質問に対し、執行部より、欠損金処理計算書のとおり、利益積立金繰り入れにより翌年度繰越欠損金を0にしている。赤字要因としては、東和病院の整形外科医の退職の影響が大きいと思われる。20年3月末に退職で、橘病院、大島病院でも診療しておりました。東和のもう1名整形外科医は院長ですので、他の病院で診察することができません。そのため、リハビリを含め3病院で患者数が減少しました。

今後について20年度赤字となった訪問看護ステーションを統合し、経費の削減を図っていく。また、居宅介護支援事業所について人件費を削減したい。大島病院は20年度医療スタッフの不足により60床で稼働していたが、医師もふえ、現在80床を超えた病床利用となり、収入も増加している。また交付税も増額となり、経営は改善されると思う。東和病院について整形外科、消化器内科医師の減により患者数が減少しておりますが、解消のため今後とも引き続き医師の確保に努めたい。との答弁でした。

行財政改革が問われているが、どのような改革により費用の削減を図るのか。また今後の大島の医療をどのようにするのか。理念は。との質問に対して、執行部より、今後について、橘病院は現状維持に努め、また東和病院は外科系の医師を確保し、患者数をふやし、病床利用を100床以上としたい。大島病院は新築されれば駐車場等も広くなり、外来患者の増、90%以上の病床利用を見込んでいる。診療単価を引き上げる等の患者負担増や、また入院単価の安くなる社会的入院等の長期入院患者に退院を強要することは避け、これまでの黒字により累積の赤字はないため、現状のまま運営し、現在の3病院を維持していきたいと思っている。医師を含め、医療スタッフも必要最小限のため、職員の削減は不可能である。東和、大島の両病院の給食部門で委託による経費削減及び後発医薬品の採用による経費の削減を検討している。患者サービスを考慮しつつ、今後、院長、施設長会議で他の経費削減を含め話し合いたい。との答弁でした。

診療単価について詳細説明を。との質問に対し、執行部より、入院の単価は、東和病院、1万8,781円、橘病院、1万9,059円、大島病院、1万7,333円で、全国自治体黒字病院の平均は、それぞれ順番に2万7,577円、2万5,109円、1万9,047円となっています。外来の単価は、東和病院、8,069円、橘病院、7,148円、大島病院、1万9円、黒字病院の平均は、それぞれ順番に8,455円、7,566円、7,439円となっています。外来単価は当病院が院内処方を行っているのと、東和、大島病院で診療単価の高い透析患者の影響で高い単価となっている。との答弁でした。

今後整形外科の医師を補充できない場合、赤字が続くことが予測されるが。との質問に対しては、執行部より、大学医局に整形外科医師の派遣をお願いしている状況で、何とか外科系の医師を採用したい。収入に関しては交付税の増額、大島病院の患者数の増による増収が見込めるため、20年度ほどの赤字にはならないと思われる。東和に整形外科の補充ができないからといって、すぐに療養型に変換することは考えていない。とにかく外科系医師の補充を一番に考えております。との答弁でした。

大島病院の建築には積立金を使用しているのか。との質問に対し、執行部より、建築の財源は病院事業債50%、合併特例債25%、過疎債25%を充てる。理由として、病院事業債22.5%、合併特例債70%、過疎債70%の元利償還金に対する交付税措置があり、自己財源を使用するよりもトータルで有利となるため起債を利用することとしており、積立金は財源としておりません。との答弁でした。

周防大島町の過疎計画の中にやすらぎ苑の30床増床の計画があるが、現状は。との質問に対し、執行部より、経営上は80床での運営が望ましいのですが、直ちに増床の計画はありません。との答弁でした。

その他、大島看護専門学校卒業生の郡内病院の就職状況について、大島での小児科医療につい

て、新型インフルエンザについての質問がなされました。

以上が本委員会に付託されました議案に対する審査内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 私さきの議会で児童館のあり方ということで質問させていただいております。児童館への補助金、この点について児童の実績等で今後の見通しはどうか、そういった点の質問はございましたか。

民生常任委員長（尾元 武君） 児童館に対しては、私の報告書の中ではなかったように記憶しております。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長御苦労さまでした。

次に、建設環境常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月7日、委員6名全員出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第6号から認定第9号については認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿ってその過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係では、認定第1号一般会計については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第6号簡易水道事業特別会計について、委員より、各戸別メーター器の交換は定期的に行われているのか。との質問に対し、計量法では8年ごとの交換が義務づけられていることから、年によって増減はありますが、毎年定期的に行っております。ちなみに、平成20年度は2,400件の交換を行った。との答弁でありました。このほか、使用料の徴収についての発言もございました。

認定第7号下水道事業特別会計について、公共下水道事業の見直しに関してはどのような推移

にあるのか。との質問に対しまして、汚水処理整備構想を現在策定の段階であり、22年3月をめどとしている。との答弁でありました。また、一般会計からの繰入額を考えると、受益者負担の額の妥当性を含め、検討していかなければ先で困る事態になるとの発言もございました。

認定第8号農業集落排水事業特別会計について、委員より、秋地区が21年度で完了すると聞かれますが、今後の事業予定はあるのか。また一般会計からの繰り入れに対する国、県の補助はあるのか。との質問に対し、今現在、今後の計画はない。また一般会計繰り入れに対する国、県の補助についてもない。との答弁でありました。

次に、認定第9号漁業集落排水事業特別会計について、浮島の施設は供用開始から12年余り経過した。施設の老朽化、減価償却等を考慮し、国の補助も含め、今後の方針を聞かせてほしい。との質問に対し、浮島に関しては、現在更新事業として18年から21年にかけて、マンホールポンプ9カ所を更新している。これは起債事業として行っているが、既設の施設については、維持管理も含め、財政計画等とあわせ、汚水処理整備構想の中で新設や更新の計画を策定しているところである。との答弁でありました。

このほか、各下水道事業の個別負担の割合について、合併浄化槽との負担の格差是正についての要望の発言もありました。

続いて、環境施設課関係では、町民1人当たりの年間ごみ処理経費とし尿処理経費についての質問に対し、燃えるごみについては、清掃センターの直接運転に係る経費と収集に係る運転業務などの委託料により処理経費を算出すると、町民1人当たり年間5,200円かかった計算になる。不燃ごみについては、環境センターで支出した需用費と委託料から空き缶プレスや金属類の資源化による収入分を差し引いて算出すると、町民1人当たり年間経費が600円になる。し尿と浄化槽汚泥については、衛生センターで支出した需要費と委託料から公共下水道人口を除いた施設対象人口により算出すると、町民1人当たり年間4,200円の経費がかかった計算になる。との答弁でありました。

次に、生活衛生課関係では、公営住宅使用料滞納額の状況と悪質滞納者に対して明け渡しの強制執行を実施したことはないのか。との質問に対し、滞納累計額は、平成19年度末で4,023万9,566円、平成20年度末で4,531万876円となっている。また明け渡しの強制執行については、現在はないが、最終的には訴訟で明け渡し請求ということになる。強化策として、連帯保証人に通知を行っていると同時に、連帯保証人は資力のある方でないことを認めていない。との答弁でございました。

委員より、徴収班を立ち上げたにもかかわらず500万円増額している。徴収の一層の努力をお願いしたい。との強い要望がなされました。

関連して、徴収が不可能な滞納分について、今後ずっと滞納繰越として数値計上していくのか。

その数値は落としていくことも検討してはどうか。との質問に対しまして、税金と異なり公営住宅使用料は、私的債権であるため、不能欠損処理ができず、債権を放棄するには議決が必要。死亡や破産宣告等明らかに徴収の見込みのないものについては、不能欠損的なものにできないかを税務課と処理方法を協議中である。との答弁でありました。

また公営住宅の今後の方針についての質問に、住宅マスタープランの中では、古いものは建てかえることが望ましいとしているが、現実的には費用や土地等の問題があり、補修等で対応しているのが現状である。との答弁でありました。

次に、農林課関係では、有害鳥獣駆除に関してイノシシの捕獲状況についての質問に対しまして、一昨年は156頭、昨年は240頭、今年は、今現在47頭を捕獲しており、年々増加傾向にある。との答弁でありました。

また町内の狩猟者だけで対応できるのか、郡外からの要請は考えていないのか。との質問に対し、過去に郡外からいれて実施したが、広範囲なため効果が出なかった経緯があり、郡内の猟友会にお願いしているところである。との答弁でありました。

産業振興事業の資源循環型肉用牛経営育成事業の畜舎建築費補助の計画頭数は。との質問に、30頭の飼育経営を目指している。との答弁がありました。

このほか、排水施設管理経費についての発言もございました。

次に、水産課関係では、種苗放流育成事業について、放流は均等に実施されているのか。また育成放流後の成果実績、漁獲量などの調査報告はどうなっているのか。との質問に対しまして、組合長組織である共励会を通して放流場所、魚種、量などの均等性について申し入れを行っており、また、各組合においてその旨の報告もされているようである。魚種別の漁獲量については、山口県農林水産統計年報によって、市町村単位での数値が示されているが、漁協を通じない出荷は把握できないため、正確な数値の把握ができない。との答弁でございました。

また、合併以後の水産業費の予算推移についての質問に対し、17年度の10億9,940万9,000円から20年度は7億7,705万8,000円と減少している。との答弁でありました。

次に、商工観光課関係では、観光費における需用費の不用額168万3,000円は何か。との質問に、各施設の管理経費の中の光熱水費であり、多くは星野記念館の来館者の減によるものである。との答弁でありました。

また、負担金補助金では、町観光協会の成果報告書は、黒字精算となっている。黒字部分に対する補助金の払い戻しがなされていないが、経理はどうなっているのか。との質問に、21年度より精算報告がなされることになっている。との答弁でございました。

商工業振興費では、長浦スポーツ滞在型施設管理運営経費において、芝の張りかえは何年ペー

スなのか。との質問に対し、人工芝であるが一般的に10年ペースでの張りかえが必要と聞いている。10年後には今回同様の改修が必要となる。普通芝も同程度と聞いている。との答弁でございました。

竜崎温泉管理運営経費について、今回の出来事を教訓とし、今後すべての指定管理施設について、指定管理者としてトラブルが起こった場合にどのようにしていくか。極端な言い方もしれないが、協定違反をした者は今後外さなければならないと思う。将来にわたり大事なことと思うが、どうか。との質問に、協定書では、取り消し処分以外の処分を受けた場合でも次の応募はできることになっている。今後は違反したら即取り消しということも含め検討してまいりたいと考えている。との答弁でございました。委員から、町民の財産であり、しかも税金が使われるのである。やはりけじめはピシッとつけるべきではないかとの提言がございました。

最後に、建設課関係では、道路維持の増額補正8,800万円は、道路新設改良の減額補正6,000万円と関連があるのか。との質問に対し、補正8,800万円は交付金事業に係る街灯事業、再編事業に伴うものと道路維持工事の増額補正であり、新設改良事業との関連はない。との答弁でありました。

このほか県営事業に関する発言もありました。

以上が本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願いをいたしまして報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1つは、今報告された中で、観光協会に対する補助金の取り扱いについて、委員会から剰余金、いわゆる単年度剰余金が発生しとると、金額的に340万円余りかという格好で、それについては委員から町に返還すべきという考え方が示されたということで今報告がありました。その中で町執行部はどういう答弁をされたのかがわかれば聞いておきたいというふうに思います。

それともう一つは、今観光協会の補助金の中身の審議の中で、来年度以降については、詳細に報告するというふうに聞こえたわけです。実際的に私たちは20年度決算を審議したわけです。その中で決算に当たって、観光協会からどのような資料が出されたのか、ちょっと聞いておきたい。言いますのが、通常、ある程度2,000万円以上の金額ということになるとかなり膨大な金額になります。そしてまたその観光協会そのものの事業費全体のうち町補助金、これは受託事業を入れん場合で約72%という状況です。計算してみたら。

その中で実際的には新たに立ち上げたわけですが、観光協会としての決算、例えば公営企業会

計に基づくきちとした決算を出していったら、そしてまた事業報告書出していったら、これは20年度においてもきちっと議論ができるわけですよね。そういった資料が全く執行部に出されてなかったのかどうか、その点についてきちっとしておきたいというふうに思いますので、答弁をお願いしたいと、これは観光協会にかかわるものです。

それともう1点、稚魚放流事業であります。実際的に今報告を聞いておりますと、組合長の皆さん方が決めて、そこに放流しよる。また中間育成をしよるということで報告がありましたが、私はことしは委員会傍聴できんかったんですが、前の年度に決算で傍聴したとき、組合員全体の事業なんだと、だから組合員全体が事業開始のときに、きちっと内容を精査して、それは取り扱いはどうなすがやられてもいいが、やっぱり組合員の、その組合、組合の中できちっと承認までいかんでもきちっと説明して事業に移るべきじゃないかというのが前年度に決算傍聴したときに出されておりましたので、その2点について、観光協会にかかわる部分、それともう一つは、稚魚放流事業について、水産関係について、報告できる範囲でお願いしたいというふうに思います。建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。

観光協会について委員からいろいろとするどい質問がなされまして、そして執行部からの報告を受けましたが、決算書といいますが、出ておるようでございます。それについて中身をもう少し精査して、21年度の検討してまいりたいという答弁であったというふうに私は思っております。

それから、放流事業は、先ほども説明をさせていただきましたけれど、組合長組織である共励会というのに一応御相談をして、それで円滑に、例えば、何が要るとか、何をというのがあればそれを検討して、その共励会を窓口をお願いをしておるということでございます。

成果については県の農林水産統計でございますけど、こちらに出ておると、それ以外は把握できないというような報告であったというふうに思っております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 御承知のように、私は観光協会にかかわる部分についても、予算編成のとき議論もしましたけど、その議論の視点が、1つは補助金というのは、あくまで補助金ですから、できるだけ議員が中身を結果として、それが補助金が執行されたら補助金の中身を、金額をきちっと精査するものちゅうのはこれ当然なんです。そういう部分が今年度についてはほとんどできなかつたということなのか。例えば、私たちが、病院関係を見るときに、損益計算書とか、貸借対照表とか、会計事業にかかわる収益を見れば、大体この1年間の決算動向や動きが、それと事業量の報告がありますから、当然その範囲で私たち議員として審査ができるわけです。

今回出されたのは、執行部がどういう説明したかわかりませんが、単式簿記的な部分が出され

たというのか、それともまたきちっと事業費ごとに事業報告書を提出したり、町に対して、そしてまた損益のわかるもの、これがあつたのかどうなのかちゅうことが非常にわかりにくいわけです。来年度からやるのはそれは当然だと思んですが、今年度できんかったんやけ。今年度も審査の過程においては、きちっと審議するためにはそういうものがあつたんじゃないかというふうに思います。

それで先ほどの委員から出されたような、補助金等ならば、例えば、返してくださいというのが当然であろうし、事業費と補助金が非常にあいまいな報告になれば、逆に非常にあいまいになってくるといふ側面があるんです。

再質問の中で明らかにしときたいのは、事業費補助的な部分が幾ら執行されて、それでどうなのかというふうな、事業ごとにわかれば一番いいんじゃないかと、それでないと、例えば私たちは審査をしていくわけですから、それが非常に議員からとつたら補助金の使途があいまいになる。これは本気で考えると、これを是正せんといけない時期にきとるんじゃないかというふうに考えますので、もう少し補助金支出のあり方として、きちっと私は聞いておきたいというふうに思います。

それともう一つは、実際的には稚魚放流事業については、組合長の中で協議されてそれを場所も決定されたということなんですが、その影響が出る部分は全組合員が対象なんです。その辺の部分があつたら、ただ単に漁協だけのことが、例えば補助金を出して補助事業をやるんだから、後は漁協に任せるよというだけで、私は実績も非常にわかりにくいんじゃないかというふうに思うんです。その辺で民主的な運営等についても、議会が決算のときにこっちのほうがより民主的ではないかという議論は私は当然できる範囲だといふふうに思いますが、今聞いていると、どうしても組合長、私の認識不足なら認識不足でいいですが、あくまで組合長の協議会で決めたことで移行したと。それで移行して実際的にはその事業に着手したときも、組合員は知らないという状況を積み重ねていくと。私が議論を聞いたのは、昨年、一昨年の話ですから、それがまた続くとなると、やっぱり民主的な方向じゃないかというふうに思いますので、再度経過について聞いておきたいというふうに思います。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 話がえどるかもわかりませんが、観光協会については、それぞれ事業別の報告はなされておるようです。さらに、もう少し細かい精算といいますが、決算をとということで、今までの反省をしながら精査して、そしてまた指導していくというような答弁であつたといふふうに思っております。

それから、放流事業、今おっしゃるとおりでございますけれど、あくまでも共励会の組合長さんの意見をもとにということをやっておるようですが、それぞれの漁協別の総会のときに、いろんな報告がなされておるといふ説明を私どもは受けました。そういうことで御理解いただきたい

と思います。

議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長御苦労さまでした。

暫時休憩をします。40分まで。

午前10時29分休憩

.....
午前10時41分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。認定第1号討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は今まで各認定案件についても、一般会計、そしてまた決算の認定においても大事な点について実は討論してきました。今回は2点にわたってだけ討論しておきたいというふうに思います。それは反対の立場からということであります。

1つは、財政調整基金、これをどう見るかということであります。財政当局のほうは、特に町長初め、執行部の皆さん方は、一定の基金があればその翌年度以降について、確かに財源として運用できますから、基金が幾らあってもよいという立場が生まれるかもわかりません。これは非常に合併後、急速に財政調整基金がふくらんできた。その内容も、理由もあります。一部に。例えば、積立金でやる部分を起債で対応したということで、その部分だけは基金に繰り入れたという側面もあります。

しかし、今の町民の実態を把握しながらそのときどきの仕事をしていく、これも私は町長の仕事の大きな一つだというふうに考えております。確かに、環境整備はいろんな方向で使われてきておりますが、一番私は大事なものは、他会計繰出金等も町長の裁量権の範囲でできる仕事の一つなんです。これは理解していただきたいと思うんです。

例えば、特別会計等の引き上げのときに、国民健康保険税でも世帯当たり2万円とか、1人当たり1万円、これを当時抑えることもできたし、この20年度においても一定程度繰り入れをすれば、大体5,000万円余りで1世帯当たり5,000円の引き下げができます。これは当然でできる要素であります。その格好でやっていけば、私は町長は十分仕事ができる範疇の範囲であるというふうに考えております。

もう一つは、補助金のあり方です。補助金というのは、先ほどから論議しましたが、事業補助と団体補助は違うかもわかりません。しかし団体補助でもやっぱり予算をつくるときに

は、それぞれその団体から要請額、積み上げ額が出されると思います。当然いろんなこういう仕事をしたいから補助を出してくださいという格好でやられると思うんですが、その中身が大幅に違って来る場合もあると思うんです。そういう場合にどうするかと、事業費補助ではないからこういう取り扱いはできないとかいうんじゃないしに、予算の段階で精査して、その補助をしていくという部分が非常に大事ではないかと思うし、実際執行した後については、議会が求めるようなより詳細な資料提出が私は当然であろうかというふうに考えております。

私はその2点だけを、今回の認定案件の反対討論の立場をするための討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第1号平成20年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 認定第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論したいというふうに思います。

私は今までもずっと言ってきたんですけど、この国保の制度の矛盾、これはあくまで国に責任があることは言うまでもありません。基本的には1988年だったと思いますが、国保に関する医療部分、これを大幅に国の負担分を引き下げたと、45%から38.5%、そのことによって国保会計そのものが国保加入者と実際的な国保執行者、いわゆる町です。それに大きな負担をもたらしたというのは紛れもない事実だというふうに考えております。

当然私たちは国の責任で医療負担割合を引き上げるべきだと、もとの45%に引き上げるべきだという考え方をしております。しかし、実際的に、そういう中で国保会計をどのように運営していくかという点は、あくまで町長の執行権の範囲にも入ります。といいますのが、町長自身が本当に今まだなっただけの日が浅いかもわかりませんが、町長自身はずっと町の職員として働いてこら

れたと思います。そういう中で、当然町民の感覚は私にとらえておられるんじゃないかというふうに思います。

確かに、20年度は引き上げはありませんでしたけど、財源を理由にした大幅な引き上げが、今も20年度も、そしてこの21年度も尾を引いてる状況があると、それは国民健康保険税が高く払えん世帯があるんだということを、まず認識をいただきたいというふうに思います。

それともう一つは、国がこれも改正なんですけど、小泉政権だったと思いますが、いわゆる資格証明書、そしてまた短期証等を明確にしろというのを自治体に覆いかぶせてきました。執行権者の自治体です。

その中で実は、先ほども委員長報告でありましたように、資格証明書の発行、短期保険証等の発行等が実はかなりの負担になっている。これは周防大島町内の国保の加入者の中でも、私はかなり負担が出ちよるというふうに思います。当然私はトラブルも出てくるというふうに思います。

椎木町長としては、初めての決算認定でありますけど、やっぱり決算認定の中で論議された部分、これは次に生かしていただきたいというふうに考えております。といいますのが、一般会計から特別会計への繰り出しで、一定程度引き下げができるんだという論点も、ぜひ持っていただきたいということを求めて反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第3号平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告の

とおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第4号平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第5号平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第6号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第7号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第8号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第9号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第10号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第11号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、賛成の立場から討論したいというふうに思います。

私は今までもおおむね予算及び決算において賛成の立場をずっと示してきました。その大きな理由は、国の悪政から周防大島町の医療を守るために、どういう立場から仕事をしていくかという観点から判断をしてきました。といたしますのが、例えば、今回改めて合併後の動向を見てみますと、収益的収入、3病院、2つの老人保健施設等ですが、大体入院収益で2億4,300万円、そして外来収益が6,950万円余り減額しております。

医療収益全体ではかなり落ちておりますが、当時と比較すると、実際的にはその他医療収益、これが2億4,000万円くらい実は落ちている部分が大いんですが、これは当時の国保振興会等の解散に基づき収入があったために、20年度と比較したら異常に大きいということであります。

実際的に2億4,300万円、6,950万円がどういうふうに見えるかといったら、何といたしても、看護師不足、これが非常に大きいわけです。実際的に企業局もそれに対して、私努力してきたのではないかというふうに考えております。残念ながら、東和病院の看護師が10数名減っている。客観的に減っているという状況です。これは早い時期に補充していかにやいけんというふうに考えておりますし、医師数、これも先ほど委員長から報告したように、東和病院の関係が非常に大きい状況があると、そういう中で言われるような矛盾、職員間の矛盾、これが出ておりますので、職員間の矛盾が公営企業局の中できちり対応する必要があるというふうに考えております。

それともう一つが、今後とも町立病院、2つの老人保健施設、この5施設をきちと、町立として維持していくという方向が打ち出されている。この点が賛成してきておるもう一つの理由です。

今全国的には、公設民営とか、いろんな企業原理で考えさえすればすべて賄うと、できるというようなことがあります。今そういう破綻が全国でも出よります。この方向を維持していく以上なら、きちと私は賛成していくべきだという考え方をしております。

もう一つは、大事なものは、職員の皆さん方の対応です。平成16年、合併以前だったら、準公という言葉があったと思います。公務員に準ずるとこういう言葉で、実際的には公営企業法全部適用から、実際的には町職員、どこが違うのかということ公営企業局の中で、医師8名、いろんな職員スタッフの中に徹底していく必要があるという点は、明らかにしておきたいというふう

に思います。といいますのが、準公から公務員に移行した場合に、労働意欲をきちっと持たすことが大事だと、この辺は公務員としての労働意欲です。これをきちっと持たすことが大事であるという点であります。

述べて、平成20年度の公営企業局については町民の方向を向いた中で運営形態が維持されているという点を評価して、賛成討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第11号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第12号平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第13号平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 1 4 . 議案第 1 5 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 4、議案第 1 5 号和解についてを上程し、これを議題とします。

本件は地方自治法第 1 1 7 条の規定により除外に該当すると認められますので、平川敏郎議員の退場を求めます。

〔 1 4 番 平川 敏郎君 退場 〕

議長（荒川 政義君） 補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 本定例会初日の全員協議会でも御説明いたしましたが、議案第 1 5 号の和解につきまして補足説明を申し上げます。

久賀不燃物処理場に係る事案に関し、和解するということにつきまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本件は故(A)氏の相続権者であります柳井市柳井 3 1 6 9 番地 5、(B)氏、久賀 4 3 9 3 番地、(C)氏、久賀 4 3 9 3 番地、(D)氏の 3 名に対し、和解金として総額 1, 9 8 0 万円を支払うことにより、相手方は周防大島町に対して本件に関し、今後、先の金員を除き一切の請求をしないということで和解をしようとするものでございます。なお、1, 9 8 0 万円には、大字久賀 4 7 2 番地に侵入した部分の 5 9 4 . 0 5 平米の土地売買代金 3 2 3 万 1, 6 3 2 円が含まれております。

久賀不燃物処理場に係る事案に関し、和解することの理由につきまして時系列で御説明を申し上げます。

昭和 4 4 年に(E)氏の 7 0 9 番地 1 を取得し、不燃物処理場として埋め立てを始めました。届け出はされておられません、当時は施設の届け等は不要な時代でございました。

平成 7 年ごろに隣地の所有者(A)氏の 4 7 2 番地に侵入していることが判明いたしました。旧久賀町でもこれを認めながら、そのまま廃棄物の処分を継続しております。協議が始まったのもこの時期と思われま。

平成 1 1 年に隣接地の(F)氏の 4 7 1 番地 1 を追加取得しております。

平成 1 1 年から平成 1 6 年 1 0 月までたびたび協議が続くも合意には至りませんでした。

合併時に正式な引き継ぎはありませんでしたが、平成 1 6 年 1 1 月ごろ旧久賀町元助役の内本氏より当時の椎木総務部長に、現在の椎木町長であります、数枚のコピーが渡されました。その中には詳細な経緯がありませんでしたが、時系列の交渉経過と平成 1 6 年 6 月 3 0 日の覚書も

ありました。覚書にはその経緯、今後の方針などが記載されていますが、後日、旧久賀町顧問弁護士による法的効力なしとの談がございます。

合併後の平成17年11月ごろから平成21年3月までは、村田章文前環境生活部長を中心に新町として交渉を始めました。

当時、地権者(A)氏から何度も原状回復を依頼されておりますが、(A)氏は平成19年11月13日に逝去されました。他界後は主に相続人の代表者である(B)氏より何度も原状回復を依頼されましたが、旧町の交渉でも不可能とされており、いろいろ交渉はあったものの進展はありませんでした。

平成21年2月に再度現地測量を実施いたしました。その結果、594.05平米、坪にして179.7坪が侵入面積であると確定いたしました。原状回復は困難であります。仮に撤去するとなれば、概算でございますが、2億円から3億円の撤去費がかかる見込みです。

代表者と協議の中で、撤去が困難であれば全筆買収費を含む和解金として総額4,000万円が第一の要望として協議が進んでいきましたが、この侵入部分の用地を買い取る費用を含むこれまでのもろもろの件を考慮した和解金として、総額1,980万円での提示がありまして、これをもとに庁内協議を行いました。

平成21年4月からは私を中心を交渉を進めました。相手方からは幾度も全筆買収もしくは原状回復を求められましたが、それは非常に困難なことでありまして、さきに提示のありました侵入部分の用地買収費を含む和解金として、総額1,980万円の条件をもとに交渉を重ねた結果、基本的に合意に至ったものでございます。

今回和解できなければ原状回復の上に、これまでの土地使用料などの請求は免れないものと考えております。また相手方の立場に立ってみれば、私有地に無断で登記された犠牲者であり、さらにこの機会を逃したら長年の懸案事項は解決できないことなど総合的に勘案し、和解についての議案として今回上程をさせていただきました。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり}

議長(荒川 政義君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり}

議長(荒川 政義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号和解について原案のとおり決することに賛

成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

平川議員の入場を許します。

〔14番 平川 敏郎君 入場〕

・

日程第15・議案第16号

議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第16号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を上程し、これを議題とします。

補足説明求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第16号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をいたします。

それでは、別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に2,079万7,000円を追加し、予算の総額を161億2,530万2,000円とするものであります。

その概要につきましては、事項別明細書の10ページをお願いいたします。

議案第15号に関連し、和解金として土地購入費323万2,000円及び賠償金1,656万9,000円を計上するとともに、土地の境界確定、分筆、所有権移転登記に要する経費を計上するものであります。

その財源として前のページの9ページをお願いいたします。

財政調整基金を2,079万7,000円取り崩すものであります。

以上が議案第16号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16・議案第17号

議長(荒川 政義君) 日程第16、議案第17号動産の買い入れについて(スポーツトラック)を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長(岡村 春雄君) それでは、議案第17号動産の買い入れにつきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの動産の買い入れは、平成6年度に購入し、長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンド等に使用しておりましたスポーツトラックの更新を行い、同施設内のグラウンド等の芝管理業務を円滑に図ろうとするものであります。

去る9月2日に、17社による指名競争入札の結果、ヤンマー農機販売株式会社柳井支店が、477万5,000円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた、501万3,750円で動産買い入れの契約を締結しようとするものです。

なお、参考までに納入期限は、契約の日の翌日から平成21年12月15日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(荒川 政義君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(荒川 政義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第17号動産の買い入れについて(スポーツトラック)原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 . 議案第 18 号

議長（荒川 政義君） 日程第 17、議案第 18 号平成 20 年度林道文珠屋代（1）線舗装工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 18 号平成 20 年度林道文珠屋代（1）線舗装工事の請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

去る 8 月 28 日に 12 社による指名競争入札を行った結果、大林道路株式会社山口営業所が 4,003 万 7,000 円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた 4,203 万 8,850 円で請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、参考までに、工期は契約の日の翌日から平成 22 年 3 月 19 日までを予定いたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 18 号平成 20 年度林道文珠屋代（1）線舗装工事の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 . 議案第 19 号

議長（荒川 政義君） 日程第 18、議案第 19 号平成 20 年度樽見～日前航路旅客線建造工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第19号平成20年度樽見～日前航路旅客線建造工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

去る8月28日に、5社による指名競争入札を行いました結果、株式会社ニシエフが、6,795万円で落札をいたしました。落札価格に消費税の額を加えた、7,134万7,500円で請負契約を締結しようとするものです。

その内容につきましては、現在、浮島航路を運航しております「ひらい丸」の老朽化に伴い新船を建造するものであり、総トン数19トン、最大速力16ノット以上、最大搭載人員64名を確保するものであります。

なお参考までに、工期は契約の日の翌日から平成22年3月19日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 2点ばかり質問します。

入札結果、この設計図面ついてるんですけど、この設計図面はどちらに依頼してつくったか。

2点目は、これ見ると4社が入札してるんですけど、98.47%、非常に高い率になってるんです。これ談合の恐れはないのか、その辺ちょっと心配なもので、この2点について質問します。

議長（荒川 政義君） 星出政策企画課長。

政策企画課長（星出 明君） お答えいたします。

日良居丸の設計業務は長門市にある有限会社マリンペクトというところで3月に契約を締結しております。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 御質問の4社で落札率が高い、談合の恐れはなかったのかということですが、指名をする際には、まずこの町内に指名願いが提出されている業者の中から指名をいたします。

今回、この船を希望しております業者が全部で9社ありました。その中からこういった連絡船のようなものではなく、レジャーボート等を希望しておられると見受けられるモーター等の業者がその中にいますので、それらを除いた中で選定したのが今回の5社ということになります。5社のうち1社辞退はありましたが、一応5社ということになります。

それで入札率が高い、談合のということですが、確かに、土木工事等と比べるといい

かどうかわかりませんが、その辺から見ると、確かに落札率的には高いと思われませんが、少ない業者の中での入札をやった結果がこうであったということしか私らのほうでは回答できません。

以上です。

議長（荒川 政義君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 確かに落札率は高過ぎる。それと議決案件ではありませんけど、これと同時に情島航路、これが3,500万円ぐらいで、これは金額は5,000万円以下ですから、上程、議員のあれは必要ないんですけど、これを見ると、この4社中の3社が、同じ業者3社で入札をやってるんですけど、99%で落としてるんですよ。だからこの2つを比較してみると、これ常識的に考えてちょっとおかしいんじゃないかというふうに思えるんですけど、この浮島航路についての入札結果について議員に配布してもらえないのでしょうか。その点ちょっと質問します。（発言する者あり）失礼、情。

議長（荒川 政義君） 上元契約管理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 情島航路にしましても、今実際もう公表しておりますんで、後ほど配布させていただきます。

議長（荒川 政義君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 後ほど配布ということで、できれば早く一緒に対比して見れば、余りにも片方が98.47%、そして情のほうは、同じ4社中の3社が入札してその中の1社が99%で落としてる。余りにもちょっと談合の恐れがあるんじゃないかということで、郡内の造船関係者から私のほうに資料を持ってこられて、この辺ちょっと詳しく聞いてみてほしいというようなことで、かなり不信点を持ってらんです。後でなくて、できればちょっと議員に見てもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時25分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） もう1点だけ質問します。情のほうのを見ると、2番手、3番手、これは同額で、たったの13万円しか違わんです。3,500万円ぐらいの、今皆さんとこに資料を配られてると思うんですけど、余りにもこれ差が逼迫していると、それと最初の浮島航路についても、2番手とは85万円、余りにも差がない。7,000万円の大事業です。これについて85万円ぐらいの差しかない、3番手との差は18万円、4番手との差はもう2万円しか

いというようなことで、余りにもくっつきすぎている。これはちょっといかに考えてもおかしいんじゃないかというようなことで、造船業にかかわる人が私のとこにこの資料を持って来て、ちょっと議会で質疑してくれというようなことで、私自身もこれ見ておかしいなということで質問しました。

以上です。

議長（荒川 政義君） 町長。

町長（椎木 巧君） 今の2件の入札の件でございますが、言われれば99%と98.47%というようなことでございます。これは私たちから見てもその落札率が高いということにつきましては、今議員さん御指摘のとおりだと思っています。

しかしながら、先ほども契約監理課長のほうからも話がありましたが、通常の土木事業とか、港湾事業とかというものと違いまして、私たちは船舶の入札というのがめったにないケースでありますし、また町内の造船所さんあたりが、本当に艀装した客船をめったにやるケースは少ないんじゃないかというふうにも思っております。

そういう形ともう一つは、土木工事と違いまして、諸経費率というふうなものも積算の中で若干違うと思っております。しかし、それだから99%でいいというもんじゃないと思いますが、反対に99%だから談合であるというふうな決めつけ方はなかなか難しいんじゃないかと思っております。

またそういうふうな談合情報とかいうふうなことがあれば、それはまたそういうふうな調査の方法もあったと思うんですが、特にこの入札に関してそういうことは全くなかったということからして、公正な入札が行われたというふうと考えております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に工事の取り扱いという格好で仮に入札されたとしたら、根拠についてまず聞いておきたいというふうに思います。私たちは一定程度、物品、いわゆる船、物品という基本的な考え方をしておりますが、町執行部としてその根拠についてまず報告をお願いしたいということであります。その考え方。

もう一点は、皆さん方が、私も今まで明らかに求めてきたところは、入札参加業者が参加業者ごとわからないようにすると、談合につながらないように、わからないように、どこどこが入るといのがわからないようにするのが、最大談合防止の一つの判断だということを訴えてきましたが、その点で、実際的にどうだったのかという部分が非常にわかりにくい。予定価格に対する今まで町長ずっと言われよったように、落札率だけでは談合があったとか、なかったとか判断できんのだということを一環して言われておりますが、異常に高い落札率であれば、例えば、予定価格が事前に明らかになっちゃったら大変な状況だし、予定価格を実際的に後から示したとし

ても、先にわかっておいたら大変な状況が起きるわけです。その辺の取り扱いについてどうだったのかということを知っておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 私のほうからこの船舶建造が請負か、また物品ではないかということでございますので、それについてお答えいたします。

これにつきましては、指名審査会で工事請負として発注するのか、物品かということで協議をいたしております。

町が指名する上で建設工事の種類というのがございますが、これは建設業法の経営規模等評価結果、これを参考にしております。しかしながら、この経営規模等評価結果の建設工事の種類、この種類には船舶建造が記載されておられません。ただ、判断基準がございませんので、他の自治体の取り扱いがどういふふうになっているか、また税務署がどのように判断しているかというのを参考にして請負といたしました。

他の自治体ですが、横浜市が指名審査基準として工種、細目を決めております。発注工事の分類表というのをつくっておりますが、これによりますと、船舶建造は船舶の工種のほうに入れております。

それとこれは印紙税の関係、税務署の関係ですが、印紙税の関係で請負に関する契約書の範囲ということでこの請負の中には船舶の建造が入っております。したがって、この2点で、特に税務署の関係ですが、これを参考にしまして船舶建造は請負であるということで指名をしたわけでございます。

契約監理課長（上元 勝見君） 御質問の指名業者がわかっていたんじゃないかということですが、広田議員さん御存知のように、当町では郵便入札等で執行しておりますので、その数は少なかったであります。町内業者が2社と県内各地が3社ということで発送しておりますので、それらがわかっていたとは考えておりません。

それと予定価格がわかっていたかということですが、予定価格につきましては、比較価格といいますが、これにつきましては、公表しておりますので、業者さんは承知していたというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第19号平成20年度樽見～日前航路旅客線建造工事の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19・議案第20号

議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第20号平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（走路他）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第20号平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（走路他）の請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

去る8月28日に、12社による指名競争入札を行いました結果、株式会社スポーツテクノ和広山口営業所が6,380万円で落札をいたしました。落札価格に消費税の額を加えた、6,699万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

なお参考までに、工期は契約の日の翌日から平成21年12月18日までを予定いたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第20号平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（走路他）の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第21号

議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第21号平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（インフィールド）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第21号平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（インフィールド）の請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

去る8月28日に、12社による指名競争入札を行いました結果、長谷川体育施設株式会社山口営業所が、5,250万円で落札をいたしました。落札価格に消費税額を加えた、5,512万5,000円で請負契約を締結しようとするものであります。

なお参考までに、工期は契約の日の翌日から平成21年12月18日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第21号平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（インフィールド）の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

．
．

日程第21．議案第22号

議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第22号平成21年度農業集落排水資源循環統合補助事業 秋地区マンホールポンプ施設工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第22号平成21年度農業集落排水資源循環統合補助事業 秋地

区マンホールポンプ施設工事の請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

去る8月28日に9社による指名競争入札を行った結果、株式会社山産が4,750万円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた4,987万5,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

施工場所は、大字秋・西安下庄でございます。工事内容につきましては、マンホールポンプ13個の26基となっております。

なお参考までに、工期は契約の日の翌日から平成22年2月26日までを予定いたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の条例第2条の既定により、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第22号平成21年度農業集落排水資源循環統合補助事業 秋地区マンホールポンプ施設工事の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22．議員派遣の件について

議長（荒川 政義君） 日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することが可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成21年第3回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 松井 岑雄

署名議員 安本 貞敏

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員